

第10回佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会

平成16年 8 月 2日
佐久市役所 8階大会議室
開始時刻 14:00
終了時刻 15:10

第10回 合併協議会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

(1) 協議事項(前回協議会提案)

協議会で協議すべき項目について

協議会に報告すべき項目について

(2) 次回協議会協議事項

協議会で協議すべき項目について

協議会に報告すべき項目について

(3) 新市建設計画について

4. その 他

5. 閉 会

1. 開会

柳澤局長

これより、第10回合併協議会を開会いたします。

協議会規約第10条の規定によりまして、委員の半数以上の皆様が出席されておりますので、会議は成立をしております。

それでは、会長の三浦佐久市長よりご挨拶と引き続きまして会議の進行をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

三浦会長

本日は、お忙しい中、お集まり頂きまして、ありがとうございます。

暑い日が続いておりますが、先日、時間がありませんでしたので、涼を求め、望月町の「百番観音」に立ち寄ってみました。

歴史と文化に培われた、心の休まる雰囲気を楽しんでまいりました。

その際に、佐久市・臼田町・浅科村・望月町の4市町村には、あまり身近にあり過ぎて、そこに住む皆さんには、その良さが見過ごされてしまっている所が、数多くあるのではないかと感じました。

前回の協議会の最後に、ご質問にお答えをする中で、「新しいまちづくり」についての考えを述べさせていただきましたが、やはり旧市町村という範囲に、あまりにこだわり過ぎてしまうと、どうしても視野が狭くなり、逆にその地域の魅力を見落としてしまうのではないかと考えております。

様々な視線によって、全体的な“まちづくり”を論議することが大切であり、新しく誕生する市を自分たちの“まち”として一体的に捉える姿勢こそが、「新しいまちづくり」への第一歩だと思っております。

さて、本日の協議会でございますが、前回ご提案いたしました事務事業のすり合わせ調整案のご協議をいただくほか、次回、協議会でご協議いただきます調整案につきまして、提案させていただきます。

また、新市建設計画につきましても、県との事前協議における県からの意見につきまして、ご協議をいただきます。

8月に入り、合併協議も大詰めを迎えております。

今、時代は、刻々と変化をしています。

この時代の変化に対応できる新しい自治体を築いていくためにも、将来を見据えたご協議をお願いいたします。

本日は、よろしくをお願いいたします。

はじめに、皆様に、ご報告を申し上げます。

本日、取材をしておりますマスコミ各社より、協議会の写真撮影について、事前に申し入れがあり、許可をさせていただきます。

3. 議題

それでは、議事を進めてまいります。

次第の3. 議題に入りますが、(1)の前回提案事項の協議に入ります前に、事務局から、1点、説明がございます。よろしく申し上げます。

小林係長

それでは、事務局より1点申し上げます。テーブルに、今回、「総務専門部会協議内容一覧の追加説明について」という資料をお配りしてございますが、こちらにつきましては、第6回協議会の協議会で提案させていただきまして、第7回の協議会で承認いただいたものでございます。この中の一点でございますけれども、財産区につきまして、追加説明をさせていただきます。財産区につきましては、ご承知のとおり、議会制と管理会制がございまして、こちらにつきましては、議会制の関係でございます。調整案自体に変更はございませんけれども、調整案の詳細の3行以降でございますけれども、調整案の詳細の「望月町協和財産区の運営委員会のあり方については」の後でございますが、その後太字でございますが、財産区において、合併後検討するというので、この「財産区において」という字句を追加させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

三浦会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かございますでしょうか。なければ、事務局の説明のとおり、ご了解をお願いします。

(1) 協議事項

協議会で協議すべき項目について

それでは、議題の(1)に入ります。

協議事項の「協議会で協議すべき項目」につきましてお諮りします。

前回の資料をご覧ください。前回、提案内容につきまして、説明がありましたが、専門部会ごとにお諮りをいたします。

はじめに、資料番号1-1「総務専門部会」の7項目につきましてお諮りします。何か、ご意見等ございますでしょうか。

「総務専門部会」につきましては、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

< 異議なし >

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、資料番号1-2「民生専門部会」の2項目につきましてお諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

「民生専門部会」につきましては、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

< 異議なし >

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、資料番号 1 - 3 「保健福祉専門部会」の 7 項目につきましてお諮りします。
何か、ご意見等ございますでしょうか。

「保健福祉専門部会」につきましては、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

< 異議なし >

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、資料番号 1 - 4 「経済専門部会」の 4 項目につきまして、お諮りします。
何か、ご意見等ございますでしょうか。

「経済専門部会」につきましては、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

< 異議なし >

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

以上で、前回提案されました「協議会で協議すべき項目」につきましては、審議が終了いたしました。

(1) 協議会に報告すべき項目について

続きまして、「協議会に報告すべき項目」につきましては、一括でお諮りいたします。
前回資料の 2 - 1 並びに 2 - 2 になりますが、何か、ご意見等ございますでしょうか。

「協議会に報告すべき項目」につきましては、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

< 異議なし >

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

(2) 次回協議会協議事項

協議会で協議すべき項目について

次に、(2) 次回協議会での協議事項に入ります。

今回、事務局より提案説明があり、次回の協議会で協議・承認をおこなうこととなります。
それでは、「協議会で協議すべき項目」につきまして、はじめに、総務専門部会の説明をお願いします。

小林係長

それでは、今回お配りいたしました資料 1 - 1 をご覧頂きたいと思います。今回、総務専門部会につきましては 7 項目ご提案させていただきます。それでは、一覧表をご覧頂きたいと思います。1 項目から 7 項目までございますが、今回の項目につきましては、全て、区に関するものになっております。

提案番号 1 番でございますが、「区運営費補助金」でございます。こちらにつきましては、各区の運営に対する補助金になっております。問題点でございますが、佐久市・浅科村・望月町が実施しております。また、臼田町につきましては、行政協力費として実施しておりますが、算定基準・補助基準額に違いがございます。調整案でございますが、合併時、新市

において統一した算定基準を定める。なお、行政から区に依頼する事項の整理をおこなう。また、調整案の詳細でございますが、補助金算定基準につきましては、世帯割、そして、防犯灯電気料補助金こちらにつきましては、第5回の協議会で承認をいただいております。この2つを基本に調整を致しますが、各市町村によりまして、区の運営形態等に違いがございますので、合併後、3年を目途に補助金額の段階的調整を行い、補助金を交付するというものでございます。

2項目目「区長会理事会運営費補助金」でございます。こちらにつきましては、前回ご承認をいただきました理事会の運営費補助金でございます。こちらにつきましては、現在、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、新市において実施をするというものでございます。理事会に対する補助金の算定基準につきましては、調整案の詳細に記載しておりますので、後ほど、ご覧頂きたいと思っております。

3番目でございますが、「区長業務補助金」でございます。こちらにつきましては、区長さん方の業務に対する補助金でございます。問題点といたしまして、4市町村で実施しておりますが、報酬・算定基準・補助金額に違いがございます。調整案でございますけれども、合併時、新市において、統一した算定基準を定めるということでございます。なお、行政から、区長に依頼する事項の整理を行なうというものでございます。調整案の詳細でございますけれども、補助金の算定基準につきましては下記の項目を基本に調整する。ということで、4つ項目がございます。区長報酬・理事手当・世帯割・規模別均等割、この基準を定めまして、新市において補助をしていくというものでございます。

4項目目「地区区長会運営費補助金」でございます。こちらにつきましても、前回ご承認をいただきました7つの地区区長会に対する補助金でございます。問題点と致しまして、佐久市・望月町は、地区区長会に対して実施をしておりますが、臼田町・浅科村は区長会に対し実施しており差異がある。また、4市町村で、算定基準・補助金額に違いがございます。調整案でございますが、地区区長会を充実するために、合併時、区長会運営費補助金・区長会研修費補助金を一元化し統一した算定基準を定めるというものでございます。算定基準につきましては、調整案の詳細に記載してあるとおりでございます。

5項目目でございますが「区長会研修費補助金」でございます。こちらにつきましては、現在、臼田町が単独で実施をしておりますが、調整案でございますが、地区区長会運営費補助金に一元化するため、合併時、廃止をするというものでございます。

6項目目「行政協力費」でございますが、こちらにつきましても、現在、臼田町が単独で実施をしておりますが、調整案でございますが、区運営費補助金及び区長業務補助金に一元化するため、合併時、廃止するというものでございます。

7項目目「区民運動会補助金」でございますが、こちらにつきましては、現在、望月町が単独で実施をしております。調整案でございますが、区運営費補助金に一元化するため合併時、廃止するという調整案でございます。総務専門部会は、以上でございます。

三浦会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

浅科村 町田委員

浅科の町田でございます。前々回、区長会の組織について説明を頂いております。今回さらに、区の運営費の提案がございました。合併の方針における、各任期の扱い等でございます。議会議員等についても、原則がございまして、在任特例もございまして、農業委員についても任期がございまして、特別職の取り扱いについても失職するとなっております。

区の関係につきましても、任期の関係がまだ説明されておりません。この際、合併方針の中に区の方針についても、任期の問題についても、新市発足につきましても、統一された中での区の運営をされるよう、この機会にお願いをいたします。

小林係長

ただいまの質問は、区長さんの任期ということによろしいでしょうか。

区長さんの任期につきましては、それぞれ各区が、任意の団体でございまして、それぞれの区によりまして、例えば、1年のところ2年のところという形がございまして、それぞれの自治会として、その任期を定めていただくこととなります。また、区長会のほうで、前回の組織の中で、また、会長・副会長という形で決定になってまいりますが、そちらにつきましては、区長会理事会等で、新たな区長さんの任期については、定めて頂くこととなります。

町田委員

新市発足のときに統一された中でできないかということでございます。

柳澤局長

区長さんの任期また、区の役員の任期ということでございますが、先ほどご説明いたしましたように、各区で規約や総会等で決まっていることで、こちらのほうで、一概にどうしてもらいたいとは、やらない予定です。よろしく申し上げます。

三浦会長

他に何かございますか。なければ、次回、協議をお願いいたします。

次に、民生専門部会につきましても、説明をお願いします。

佐藤係長

資料1 - 2 民生専門部会をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。民生専門部会につきましては、提案番号1以降29項目につきましても、ご説明を申し上げます。

提案番号1番「難病患者激励費」2番「難病患者等通院費」の補助事業でございます。こちら、両事業とも、難病患者の方に対します給付の事業でございます。難病患者激励費につきましては佐久市が単独で、2番の通院費補助につきましては、浅科村・望月町が実施をしている事業でございます。こちらの両事業でございますが、現在、専門部会等におきま

して協議を進めているところでございます。ただ、合併時までには調整をするという方向が出ております。調整が済んだ段階で、こちらの協議会の方へ提案させていただくということで、いったん「合併日までに調整する」という調整案で、本日ご提案をするものでございます。

提案番号3番「家庭ごみ処理手数料」でございます。問題点ですが、4市町村とも手数料を徴収しているが、料金に差異があるというものでございます。こちらの処理手数料は、ごみ袋の取り扱いに絡んでいるものでございます。家庭ごみにつきましては、佐久市・臼田町については、佐久市・軽井沢町清掃施設組合の施設で、浅科村・望月町につきましては、川西保健衛生施設組合のごみ処理施設でそれぞれ処理を行なっておりますが、現在のところ、ごみ袋は、それぞれの一部事務組合で異なっております。そのごみ袋の料金に差が出ているというものでございます。専門部会におきまして、そのごみ袋を統一したものが使用できないかという事で協議を行ないまして、ただいま両一部事務組合と協議に入ってきている段階でございます。ということで、この提案番号3番の「家庭ごみ処理手数料」ですが、一部事務組合の構成団体の協議を継続し、合併時までには調整をするという調整案でご提案申し上げ、調整内容がまとまった段階で、こちらの協議会へ提案申し上げるというものでございます。

提案番号の4番以降につきましては、一部事務組合の取り扱いのものでございます。

提案番号4番「川西保健衛生施設組合の分担金」こちらは、広域処理場の汚泥処理の分担金の扱いでございます。問題点ですが、望月町が単独で加入し、負担している。調整案でございますが、合併時、新市により加入し負担していくというものでございます。調整案の詳細でございますけれども、合併時までには分担金の負担割合について当該一部事務組合と協議を進めるというものでございます。

提案番号5番「川西施設組合の分担金」これは、し尿処理施設についての分担金でございます。問題点ですが、望月町が単独で加入し、負担している。調整案でございますが、合併時、新市において加入し負担していくというものでございます。調整案の詳細ですけれども、合併時までには、負担割合について、当該一部事務組合と協議を進めるというものでございます。

提案番号6番「佐久市・軽井沢町清掃施設組合」の取り扱いでございます。問題点でございますが、佐久市が単独で加入している。調整案でございますが、合併時、新市において加入する。調整案の詳細でございますが、合併に伴います一部事務組合の加入・脱退における事務手順取り扱い方法を調整案の詳細に記載してございます。これ以降、一部事務組合の取り扱いについては、まったく同じ内容で、事務的な手続きが進んでいくものでございます。詳細でございますけれども、こちら、新市については、新設合併であることから、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することとなります。このために、一部事務組合の脱退の手続きが必要となり、あわせて、新市においても、処理業務を引き続き一部事務組合で行なうことから、合併時、改めて加入の手続きが必要となるということでございます。そのために、合併時までには組合の規約等につきまして、当該一部事務組合と協議を進めていくというものを詳細に記載をしてございます。

提案番号7番「南佐久環境衛生組合」でございます。こちら、ごみ処理に関してでございます。問題点ですが、臼田町が単独で加入している。調整案でございますが、南佐久環境衛生組合による、ごみ処理施設建設計画は、凍結と決定されておまして、新市における臼田地域のごみ処理については、佐久市・軽井沢町清掃施設組合において処理をするため、ごみ処理部門につきましては、合併時、脱退するというものでございます。

提案番号8番「川西保健衛生組合のごみ処理」についてでございます。問題点ですが、浅科村・望月町が加入している。調整案ですが、合併時、新市において加入をする。調整案の詳細については、事務手続きの記載をしてございます。

提案番号9番「佐久平環境衛生組合」。こちらは、し尿処理を行なっている組合でございますけれども、問題点ですが、佐久市・臼田町が加入している。調整案でございますが、合併時、新市において加入する。調整案の詳細につきましては、先ほどと同じでございます。

2ページをお願いします。

提案番号の10番「浅麓環境施設組合のし尿処理」についての扱いでございます。問題点でございますが、浅科村が単独で加入している。調整案でございますが、合併時、新市において加入する。というものでございます。調整案の詳細でございますが、こちらの事務手続きについて、加入・脱退の詳細を記載してございます。また、現在こちらの組合におきまして、小諸市内に汚泥再処理センターを建設中で平成17年の12月に完成予定という現状を記入してございます。

提案番号11番「川西保健衛生施設組合のし尿処理」についての扱いでございます。問題点でございますが、望月町が単独で加入している。調整案ですが、合併時、新市において加入をするというものです。詳細につきましては、事務手続きについて、同様に記載してございます。

提案番号12番「川西保健衛生施設組合の広域処理場の汚泥処理」についてでございます。問題点でございますが、望月町が単独で加入している。調整案でございますが、合併時、新市において加入する。調整案の詳細については、手続きについて同様に記載してございます。

提案番号13番から18番につきましては、望月町の町営水道についての事務事業の扱いでございます。

提案番号13番「給水装置指定工事店の登録」でございます。問題点でございますが、望月町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、現行どおりとするというものでございます。こちらの費用につきまして、詳細に書いてございますが、受益者の給水装置工事の適正な施行を確保するため、現行どおりとするというものでございます。

提案番号14番「水道メーター検針委託事業」でございます。こちら、望月町が単独で実施しているものでございまして、調整案でございますが、合併時、現行どおりとするとしてございます。

提案番号15番「望月町水道事業」でございます。問題点でございますが、望月町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、現行どおりとするというものでござ

ざいます。調整案の詳細でございますが、望月町の住民の方に給水をしているために、新市においても、現状どおりとするというものでございます。将来的には、新市において、佐久水道企業団との調整を図るというものでございます。

提案番号16番「望月町水道使用料」についてでございます。問題点ですが、望月町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、現行どおりとするというものでございます。調整案の詳細でございますけれども、平成16年度におきまして、料金改定の検討がなされてございます。平成17年度に料金の改定が予定されております。

提案番号17番と18番につきましては、「水道の新規加入金」「水道の開栓等手数料」でございます。両者とも、望月町が単独で実施しているものでございまして、調整案では、合併時現行どおりとするというものでございます。水道料金と同様、平成16年度において金額の料金改定が検討されているところでございます。

提案番号19番「日本水道協会負担金」の扱いでございます。問題点でございますが、望月町が単独で加入し負担している。調整案でございますが、合併時、新市において加入し負担するというものでございます。

提案番号20番「望月町外1市水道企業団負担金」でございます。問題点でございますが、望月町が単独で加入し、負担しているというものでございます。こちらの負担金でございますが、専門部会等によりまして、望月町の上下水道と、こちらの一部事務組合との料金を統一したいということで、こちらの水道企業団の方へ協議をお願いし、協議を行なっているところでございます。調整案につきましては、一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合併時まで調整をするという内容をお願いを申し上げまして、協議が整ったところで、合併協議会の方へ提案をしていく予定でございます。

提案番号21番「佐久水道企業団」の扱いでございます。問題点でございますが、佐久市・臼田町・浅科村が加入している。調整案でございますが、合併時、新市において加入をするというものでございます。調整案の詳細につきましては、他の一部事務組合と同様に加入・脱退手続きについて、記載をしております。

3ページをお願いいたします。

提案番号22番「浅麓水道企業団」の扱いでございます。問題点でございますが、佐久市が単独で加入している。調整案でございますが、合併時、新市において加入することでございます。調整案の詳細には、他の一部事務組合と同様に、加入・脱会手続きを記入しております。

提案番号23番「望月町外1市水道企業団」の扱いについてでございます。こちら、望月町が単独で加入しているものですが、先ほどの水道企業団負担金と同様に、ただいま一部事務組合と協議中でございます。合併時まで調整をしまして、合併協議会の方へ提案をする予定でございます。

提案番号24「小諸市外3市町村御牧原水道組合」の扱いでございます。問題点でございますが、浅科村・望月町が加入している。調整案でございますが、合併時、新市において加入します。調整案の詳細ですけれども、他の一部事務組合と同様に、脱退・加入手続きについて記載をしております。

提案番号25番「し尿処理事業」の扱いでございます。佐久市・臼田町が佐久平環境衛生組合、浅科村は浅麓環境施設組合、望月町は、川西保健衛生施設組合がそれぞれ処理を行っているというものでございます。調整案でございますが、合併時現行どおりとする。

提案番号26番「家庭ごみの分別収集」でございます。問題点でございますが、4市町村とも、実施しているが、分別方法・処理体制・処理施設に差異がある。調整案ですが、合併時、現行どおりとするというものでございます。調整案の詳細でございますが、分別については現行どおりとするというものでございます。調整案の詳細でございますが、分別については、佐久市の3大分別14種類を基本として、臼田町区域では生ごみを分別する。浅科村、望月町は、川西保健衛生施設組合で実施している19分別を基本とする。処理施設及び処理方法については、当面の間、現行どおりとする。収集回数など、詳細については、施設の処理能力や運営形態・住民の利便性に配慮し決定するというものでございます。

提案番号27番「企業系一般廃棄物処理」についてでございます。問題点でございますが、4市町村とも実施しているが、処理手数料・分別方法に差異があるというものでございます。こちらの、事業系一般廃棄物処理でございますが、家庭用のごみ袋等を利用いたしまして事業系として一般廃棄物として処理をしているものでございます。こちら、それぞれ佐久市・臼田町は佐久市・軽井沢町清掃施設組合、浅科村・望月町は川西保健衛生施設組合で処理をしているものでございまして、ごみ袋が異なっているということから、先ほどのごみの処理手数料と同様に、現在、一部事務組合との協議を行なっているところでございます。こちらの調整案におきましても、一部事務組合の構成団体と協議を継続し、合併時まで、調整するという調整案をお願いを致しまして、組合との調整が整った段階で、協議会の方へ提案をしていく予定でございます。

提案番号28番「ごみステーション」の扱いでございます。問題点でございますが、4市町村が実施しているが、設置基準・維持管理方法に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、現行のごみステーションを活用する。なお、新設時の手続き、及び維持管理方法は佐久市の例を基本に統一をするというものでございます。調整案の詳細でございますけれども、新市において、設置基準の統一を図る。管理につきましては、地元・区が行なうものとしまして、管理費用につきましては、家庭ごみの指定袋の販売によりまして得た財源を確保していくというものでございます。現在、臼田町・浅科村で、ごみステーションの新設時に補助金を支給してございますが、こちらの補助金方式は廃止をするというものでございます。

提案番号29番「粗大物処理困難物収集処理業」でございます。問題点でございますが、臼田町・浅科村・望月町で実施しているが、実施方法に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、個人による処理施設（それぞれの処理をする一部事務組合）への直接搬入を基本とするため、収集については廃止をするというものでございます。各処理施設で受入の出来ないものにつきましては、民間業者へ直接搬入を行なうものとするとしてございます。また、収集を廃止する町村の住民の方に対しましては、この旨が、十分周知されるよう努めていくという調整案になっております。

民生専門部会からは以上でございます。

三浦会長

ただ今、事務局より説明がありました。民生専門部会29項目について、説明がありました。何かご質問ございますでしょうか。

望月町 安井委員

提案番号4、5、8、11、12番、川西保健衛生施設組合の関係でございます。調整案の詳細につきましては、ただいま、事務局の方から説明を頂いて、合併時脱退、また、新市として加入ということでございますけれども、最後の、合併日までに、議員定数・負担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議をするというところが、良く理解できないところでございますが、今まで、お聞きしている中で、現行どおり、新市へ移行するというので、私たちも理解しているところですが、この辺のところをお聞きしたいと思っております。

佐藤係長

一部事務組合の扱いでございますが、川西保健衛生施設組合に限らず、この後、一部事務組合との協議を行なうこととなります。脱退・加入の手続きでございますが、全ての一部事務組合につきましては、合併前に、一部事務組合とその脱退と加入手続きを行なうこととなります。その手続きにつきましては、この合併を構成している4市町村、また一部事務組合を構成している各市町村との全ての議会の議決、若しくは、一部事務組合の議会の議決が必要となるところでございます。その議決にあたりましては、脱退加入後の一部事務組合の規約の内容について、全て議決をみていくということになりますので、合併時までに、例えば、議員定数・分担金の負担割合について、一部事務組合若しくは構成団体と協議を続けて、合併前にその内容を詰めていくという運びになってございます。こちらの最後の2行につきましては、今後の協議を進める内容について記載をしているものでございます。具体的には議員定数・分担金・それぞれの負担割合、それと、それぞれ起債等の償還方法等につきまして、組合等の協議を進めていき、合併までに内容を詰めまして、合併すると共に、それぞれの一部事務組合に新たに入り直して発足する。という手続きを予定をしております。川西保健衛生施設組合も、この手続きと同様に、組合と構成団体と協議し、続けていくということはこの2行の中に書いているということで、ご理解をお願いしたいと思います。

望月町 安井委員

今までの、私の認識としては、現行どおりって、新市になってから、定数及び、分担金、負担割合等を、新市の立場で協議するようなことで理解していましたが、今の説明で行きますと、それまでに、議員定数とか全部、調整しながらやっていくということでしょうか。

佐藤係長

新市の合併につきましては、新設合併ということですので、新市発足後には、脱退・加入手続きがとれなくなってしまう。旧市町村が存在しなくなりますので、脱会手続きが取れなくなるということから、手続き的には、合併前に、これらの脱退・加入手続きを進めて、合併までに、県知事の許可を受けるという手続きが必要となります。

柳澤局長

今のご質問の中では、現行どおりでというお話しだっと思いましたが、今、ご説明いたしましたように、一部事務組合の構成団体との協議が行なわれていません。これは、すべての一部事務組合について同じでございます。従いまして、この記載につきましては、どこの一部事務組合でも同じでございます。川西だけではございません。これから協議をしていくわけでございますけれども、協議の結果、現行どおりとなる可能性は、十分ございます。ただ、協議をしていない段階で、現行どおりという記載はできないということでございます。

望月町 安井委員

はい。わかりました。なるべく現行どおりでという事でということで思っております。

三浦会長

この問題は、佐久の場合はごみ処理・し尿処理・埋め立てということで、みんな、余裕を持って作っておりますので、かなり空いております。本来は、小諸のごみをお手伝いしております。今は、臼田のほうをお手伝いしておりますが、し尿処理場もかなりすいてきております。本来なら、議論のスタートのときは、全部佐久で引き受けたらどうかといったんですが、それでは、余り急激な変化がありすぎますので、しばらく一部事務組合のほうは、そのままにして、運営してもらって、だんだんと考えていくということで、埋め立てなんかも、15年間対応年で作っておりますので、引き受けてもいいのですが、それをやりますと、急激な変化で混乱します。

よろしゅうございましょうか。

他に何かございましょうか。なければ、次回協議をお願いしたいと思います。

次に、保健福祉専門部会について、説明をお願いします。

佐藤係長

保健福祉専門部会からは、7項目についてご説明を致します。

提案番号1番「成人病検診等の手数料」でございます。問題点でございます。4市町村で実施しているが、検診項目・検診対象年齢等の違いにより、手数料に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、手数料は、検査項目ごとに検査委託

料の概ね4割から5割として定めるというものでございます。調整案の詳細でございますが、成人病検診等に要する料金の徴収に関しまして、検査の種別ごとに、老人保健法による費用基準の定める額を基準と致しまして、検診を受けたから料金を徴収する。というものでございます。

提案番号2番「老人保健事業（基本検診事業）」でございます。問題点でございますが、4市町村で実施しているが、実施内容に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、新市において老人保健法・地域保健法に基づき、基本健康診査こちら、歯周疾患を含みますけれども、基本健康診査、それに各種ガン検診、BC型肝炎ウイルス等の検診をそれぞれの対象年齢や検診方法により実施をする。というものでございます。調整案の詳細ですけれども、基本健康診査は、身体測定・血圧測定・血液検査・検尿・心電図検査・問診・内科検診・歯周疾患を基本として実施する。

ガン検診につきましては、胃・子宮・乳房・大腸・肺・前立腺を基本として実施とする。事業実施方法については、新市発足までに佐久医師会と調整していくというものでございます。

提案番号3番「老人保健事業（健康教育事業）」でございます。問題点でございますが、4市町村で実施しているが、事業内容に差異がある。調整案でございますが、合併時、類似の事業を統合し、新市の区域で実施するというものでございます。調整案の詳細ですけれども、主な事業を記載してございます。健康教育事業についてでございますけれども、各地区会館等で医師等による学習会を実施する。個別健康教育事業こちらは再検査の対象者等を対象に保健師・栄養士が指導をするものでございます。地区健康相談事業につきましては、行政区ごとに地区担当保健師による健康相談等を行なうものでございます。他に、健康手帳の交付・健康カレンダー事業でございます。

提案番号4番「老人保健事業（生活改善事業）」でございます。問題点でございますが、4市町村で実施しているが、実施内容に差異がある。調整案でございますが、合併時、新市の区域で実施するというものでございます。調整案の詳細ですが、各種検診等受診者に対し結果報告とそれに基づきまして生活改善指導を行なうというものでございます。また、要精検者に対しては、受診の勧奨を行っていくというものでございます。

提案番号5番「誕生月検診（個別健康審査事業）」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、佐久市の例を基本にし、新市の区域で実施するというものでございます。調整案の詳細でございますが、新市内の対象医療機関で、基本項目の他選択項目の検診を実施をするというものでございます。新市内の医療機関で、上記の検診項目等の実施が可能な医療機関を対象とし、実施するというものでございます。詳細な実施方法については、新市発足までに佐久医師会と調整するというものでございます。

提案番号6番「住民検診事業」でございます。問題点でございますが、臼田町・望月町が実施している。調整案でございますが、誕生月検診や国民健康保険加入者の人間ドック助成事業を利用して対応できるため、合併時廃止する。というものでございます。

提案番号7番「在宅当番医制事業」でございます。問題点でございますが、佐久市・浅

科村・望月町で実施しているが、実施方法に差異がある。調整案でございますが、合併時、「救急医療体制の整備事業について」という昭和52年、厚生省医務局長通知に基づきまして事業を実施するというものでございます。調整案の詳細ですけれども、休日・祝祭日・年末年始の救急医療を先の厚生省医務局長通知によりまして実施するというものでございます。委託先については、佐久医師会といたしまして、実施方法につきましては、新市発足までに佐久医師会と調整するというものでございます。

保健福祉専門部会からは以上でございます。

三浦会長

ただいま保健福祉専門部会7項目の説明がありましたが、何か質問ございましょうか。

なければ、の協議会で承認すべき項目につきましては、説明が終了いたしました。次の協議会で協議をお願いいたします。

(2) 協議会に報告すべき項目について

の「協議会に報告すべき項目」につきましては、次回までに資料をご覧いただきたいと思っております。

(3) 新市建設計画について

続きまして、(3)「新市建設計画」につきまして、事務局より説明をお願いします。

細谷係長

それでは、新市建設計画につきましてご説明を致します。新市建設計画につきましては、6月24日の第7回協議会におきまして、計画を提案し、7月2日に協議を頂いているところでございます。そのときにも申し上げましたように、同時に、新市建設計画案につきましては、県に事前の協議をお願いしてございました。その事前協議の解答が7月26日にございました。本日は、県から頂きました、事前協議に対する意見と、その意見に対します、計画の対応につきまして、資料3-1・3-2でご説明をさせていただきます。まず、資料3-1でございます。こちらに表がございますが、表題にもございますように、事前協議における県としての意見一覧とその対応ということで、県からいただきました意見と対応の状況ですが、ここにつきましては、事務局で意見に対し、こういう対応をしたいということで、示したものでございます。

3-2でございますが、これにつきましては、この意見に基づきまして対応をした場合、既に出してございます、新市建設案の修正となる個所をページごとにあげてございます。本来は、見比べていただく方がよろしいのですが、つづり込んでありますので、まず資料3-1におきまして、県から頂いております意見と、その対応の内容をご説明し、次に3-2で、ページごとに確認していただくようにしたいと思っております。

それでは、資料3-1でございますが、まず、左の第1番目の項目であります。総務部のまちづくり支援室からの意見でございまして、新市建設計画全体につきまして、合併市

町村補助金を活用する予定の事業は全て載っていますかという確認でございます。これにつきましては、事務局で合併市町村補助金の対象となる事業を精査させていただく中で、対応状況の欄にございますように、新市としての一体化の醸成する事業の実施という一項目を加えさせて頂きたいと考えております。この国の合併補助金ですが、でございますが、事業についての補助金ですが、特例債と同じで、この新市建設計画に載っている事業を対象にするということです。この一体化を醸成する事業につきましては、加えさせていただきたいと思っております。この事業の内容でございますが、現在想定していますのは、合併によります記念式典及び記念事業を実施する場合の事業を想定しております。

次に、土木部でございます。県からの意見で、地域高規格道路の建設促進及び、主要事業の松本 - 佐久間の建設促進につきまして、削除願いたいということでございますが、県と致しましては、地域高規格道路という位置づけは、現在の松本 - 佐久間の道路につきましては、県としては、位置づけをしていないそうです。この10年間で計画に位置づける予定もないということで、出来れば、削除願いたいということでした。これにつきましては、松本 - 佐久間の道路整備は、新市の将来像におきます、基礎であります、地域連携軸の結節都市としての骨格をなすものでありますので、削除はできないと考えます。しかしながら、名称につきましては地域高規格道路という位置づけがなされていないということから、名称を「交流促進型広域道路」という事で、名称を変えて、そのまま載せていただきたいと考えております。この名称につきましては、後ほど確認をお願いします。

次に、警察本部からでございます。1点目の交通ネットワークの形成の中で、主要事業の交通安全施設の整備につきまして、ガードレールなのか歩道等なのか、具体的に明示をして欲しいというものでございます。これにつきましては、基本的には、協議会へもご説明しましたように、新市建設計画に挙げてございます主要事業は、具体的なものはできるだけ避け、整備していく方針だけを掲げるということで、できましたら、こうしたガードレール歩道といった、具体的表現は避けたい訳でございますが、県警の方としましては、より具体的に示して欲しいということですので、括弧書きで（歩道整備）という部分で変更をしたいと思っております。

次の項目であります、交通安全教育の推進でございますが、これにつきましては、対応にもありますとおり、新市建設計画が、新しいまちづくりの方向性を示すものであるとしているため、その中で、できるだけ具体的なものを示さない形になっておりますので、交通安全教育につきましては、載せない形で現在のままお願いしたいと考えております。交通安全教育そのものにつきましては4市町村とも取り組んでおりまして、今後も総合計画の中で新市が発足すれば、位置づけがされていくと考えております。

次に、農政部からの意見でございますが、主要施策の農業基盤の整備につきましては農業生産基盤の整備。主要事業の農業基盤の整備につきましては、土地基盤の整備ということで、用語についての意見でございますので、これにつきましては、県の意見のとおり変更していきたいと思っております。

次に、林務部でございます。ここにつきましては、ここにも書いてありますとおり、快適環境の創出という中におきまして、木質バイオマスエネルギーの利用につきまして、事

業科目として検討を頂きたいというものでございます。これにつきましては、新市に施策の中にあります、新エネルギーの使用という中で木質バイオマスエネルギーの利用という1項目を加えていきたいと思っております。

次に、右側の表でございます。

生活環境部でございます。1点目としましては、合併後の水道事業の運営方針・料金・事務の取り扱い・施設整備等に関する調整は十分かという意見でございますが、合併後の、水道事業につきましては、すり合わせ協議の中において、十分に検討されておりまして、協議会へあげておりますので、協議を十分行なっているということにさせていただきます。

2点目でございますが、合併浄化槽の設置促進ということで、用語についての意見でございます。これにつきましては、県の意見とおり、「合併浄化槽」という取扱いは、最近変わっておりますので、「浄化槽の設置促進」という形で変えさせていただきます。

次に、農政部・生活環境部・土木部砂防課でございます。この3部からの意見でございますが、ページ数を見ていただければわかりますように、32ページということで、新市における県事業でございます。新市における県事業につきましては、協議会の説明でもございましたように、県から新市における事業について明示されたものを、そのまま挙げさせていただいたものです。従いまして、今回、事前協議の中で見直しをかける中で、農政部につきましては要望、生活環境部につきましては1項目、土木部砂防課では要望をそれぞれしたいということですので、県の施策に関わることでございますので、このまま変更をしたいと思っております。

最後に、まちづくり支援室から財政計画につきましては、ご意見を頂いております。財政計画につきましては、合併の期日によって、16年度中であれば、このとおり、平成17年4月1日以降であれば、27年度までの計画を作成するのが望ましいとあります。これにつきましては県にご相談させていただく中で、合併期日が未定の現在におきましては、現在の10カ年の計画をとさせていただくと考えております。以上が、県からいただいた意見と、それに対する変更等の対応でございます。

次に、資料3-2をご覧頂きたいと思っております。基本的には、今ご説明いたしました、意見に基づく修正、及び、一部、事務局での修正もございますが、既にあげてあります計画案のページごとにお示ししたものでございます。まず、資料3-2の1ページでございます。

資料3-2の1ページでございます。これにつきましては変更前でございますが、「地域高規格道路の整備により」とありますが、先ほどもご説明しましたとおり、県としましては、現在地域高規格道路の位置づけがされていないということでございますので、変更後の、「松本-佐久間の交流促進型広域道路整備により」ということで、名称を変更させていただきたいと思っております。

次に2ページでございます。

下のほうでございますが、計画の期間でございますが、変更前は、「平成17年から26年度までの10カ年」となっております。変更後でございますが、これは、事務局からの修正のお願いですが、計画の期間につきましては、合併特例法の定めと同じにしておくこ

とが、今後、期日の取り扱いのときに適切に捉えられるだろうと考えまして、この具体的平成17年から26年までの10ヶ年というのを「合併日の属する年度及びこれに続く10ヵ年」と変更させていただきます。

次に3ページでございます。

3ページにつきましては、一番下になりますが、先ほどの道路の名称の関係でございます、「地域高規格道路」というのを「交流促進型広域道路」という形に変更させていただきます。

次に4ページでございます。表の中ほどでございます、やはり同じ説明ですけれど、「地域高規格道路」というところを「交流促進型広域道路の建設促進」という形にかえさせていただきます。また、表の最後の部分ですけれども、「交通安全施設の整備」につきましては先ほども申し上げましたように、変更後につきましては、「交通安全施設の整備(歩道等)」というのを改めて表示させていただきます。

次に5ページをお願いいたします。

5ページにつきましては、変更前、変更後を比較していただくとわかりますが、これにつきましては、農政部からの要望の意見でございます、県の要望を踏まえて、変更してあります。

次に6ページをお願いいたします。

6ページ中ほどの主要施策の名称でございます。これにつきましては、事務局からのお願いでございます、健康作りの推進という基本施策の中での主要事業として、健康作りの推進と、同じ施策名がでてしまうことから、主要施策の名称につきましては、「健康作りの推進」から「保健予防対策の充実」という形に変えさせていただきたいと思っております。

次に7ページでございます。

7ページの上の表でございますが、資源循環型社会の形成におきまして、林務部からのご意見で、新エネルギーの利用促進という中で、木質バイオマスエネルギーという事で検討されたいという中で、木質バイオマスエネルギーという主要事業を加えさせていただきたいと思っております。下の表の中段の、全戸水洗化の推進の中の「合併浄化槽の設置促進」につきましては、用語でございます、合併を取らせて頂き「浄化槽の設置促進」とさせていただきます。

次に8ページをお願いいたします。

8ページ下の表でございますが、主要事業のところ、新市としての一体化を醸成する事業の実施ということで、1項目加えさせていただきます。先ほども申し上げましたように、市町村合併補助金の対応対象事業として、合併記念式典・合併記念事業を想定して、1項目加えさせていただきます。

次に9ページでございます。

9ページにつきましては、変更後を見ていただきたいと思います、右側の上の段の農業用排水施設につきましては、農業振興という項目でございますが、県より、用語を換えたいということで変更してあります。

同じように(6)の、環境・景観保全の部分におきましては、アンダーラインが引いて

ございます、1項目を県として加えさせていただくということでございます。

また(7)の防災対策の推進では要望により、変更後の形にさせていただきます。

次に、10ページをお願いします。

財政計画でございますが、冒頭部分の変更前と変更後と比較していただきたいと思いますが、これは、事務局からのお願いでございます。新市の財政運営は健全な財政運営を基本とするということから「健全な財政運営を基本として」という文言を冒頭部分に置き換えさせていただくということで、変更をお願いいたします。

次に11ページでございます。

11ページの普通建設事業費につきまして、変更前に、「市民生活に直結する通常事業のほか」の部分で「市民生活に直結する」という部分を削除させていただきます。これにつきましては、新市が行ないます事業は、全て市民生活に直結する事業であるということから、あえて、市民生活という表現は使わないということでこの部分を削除させていただきます。

以上で資料の説明を終らせていただきたいと思いますが、この資料の後に、A4版で、新市建設(案)という冊子が配られております。これにつきましては、今、ご説明いたしました、変更後の形で修正したとおりでございます。この、変更後の計画案の取り扱いでございますが、本日、県の意見等に基づきます計画案の修正をご検討いただきまして、ご承認いただきますと、この修正後の新市建設案をもちまして、県へ正式に協議をあげていきたいと考えております。

説明を終わらせていただきます。

三浦会長

ただいま、事務局より説明がありましたが、新市建設計画案の修正につきまして、何かご意見ございますでしょうか。

ご意見なければ、修正後の新市建設計画案によりまして、直ちに、県と正式協議することとしてよろしいでしょうか。

<異議なし>

ご異議ございませんので、手続きを進めさせていただきます。

4. その他

次に、次第の4「その他」ですが、事務局より何かありますか。

小林係長

事務局から、日程につきましてご連絡を申し上げます。次回の第11回の協議会でございますけれども、既に、開催通知文を送付してございますけれども、8月10日火曜日午前9時から、本日と同じ、佐久市役所8階大会議室において、開催を致します。この、第11回協議会が、事務事業すり合わせ調整案の最終提案になる予定でございます。また、

本協議会では、提案した次の協議会で、提案した事務事業すり合わせ調整案をご協議して頂いておりますので、その最終提案をご協議いただきます協議会を、現在、8月19日木曜日の午後で調整をしてございます。調整が整い次第、皆様に文書でご連絡を致しますので、よろしくお願いいたします。

5. 閉会

三浦会長

暑い中ですが、よろしくお願いいたします。

委員の皆様より、何かございますでしょうか。

なければ、本日の協議事項は、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、第10回合併協議会を閉会いたします。

ご苦労様でした。